

第8回家畜衛生委員会・公衆衛生委員会の会議概要

I 日 時 平成21年10月21日(水) 14:00～16:45

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【家畜衛生委員会】

委員長	榛葉雅和	日本獣医師会理事
	宇野洋一	神奈川県獣医師会理事（宇野獣医科医院院長）
	大江正人	山口県獣医師会理事（大江家畜診療所院長）
	久利俊二	香川県獣医師会（香川県畜産試験場場長）
	鈴木 博	東京都獣医師会（東京都家畜保健衛生所課長補佐）
	武隈俊和	北海道獣医師会理事（北海道石狩家畜保健衛生所所長）
	手塚博愛	鹿児島県獣医師会（鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会事務局長）
	新田正憲	富山県獣医師会（富山県配合飼料価格安定基金協会常務理事）
	函城悦司	兵庫県獣医師会（株式会社微生物化学研究所参事）
	丸山 崇	全国家畜衛生職員会顧問（株式会社中部衛生検査センター所長）

【公衆衛生委員会】

委員長	森田邦雄	日本獣医師会理事
	勇 孝徳	愛媛県獣医師会理事（愛媛県動物愛護センター所長）
	伊澤史隆	鳥取県獣医師会（鳥取県食肉衛生検査所次長）
	廉林秀規	全国公衆衛生獣医師協議会会長 (東京都福祉保健局健康安全部食品監視課課長)
	長濱伸也	大阪府獣医師会理事 (大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課総括主査)
	西村耕一	福岡県獣医師会理事（福岡県食肉衛生検査所所長）
	松岡隆介	厚生労働省医薬食品局食品全部監視安全課課長補佐
	丸山総一	神奈川県獣医師会（日本大学生物資源科学部教授）
	八木幸隆	石川県獣医師会副会長
(欠 席)		
	宮上禎肇	北海道獣医師会理事（北海道八雲食肉衛生検査所所長）

【関係省庁（オブザーバー）】

	吉田和弘	農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課課長補佐
	山野淳一	農林水産省消費・安全局動物衛生課課長補佐

【本 会】山根義久 会長
大森伸男 専務理事

IV 議 事

- 1 職域別部会の運営等（説明）
- 2 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等（報告）
- 3 今期委員会の検討内容（協議）

人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など

V 会議概要

山根会長から、「日頃より獣医事業務への尽力をお礼申し上げる。先の衆議院議員選挙において政権交代がなされたが、この結果をむしろチャンスと捉えたい。家畜衛生、公衆衛生の両分野は関連が深く、合同開催により互いの分野を理解し、共通の課題を検討する機会と考える。食の安全・安心から人と動物の共通感染症まで、社会から注目を集めている分野であり、国民の要求に応えるためにも諸課題がより良い方向へ進展するよう議論願いたい。」旨挨拶がなされた後、事務局から委員が紹介された。続いて、今期は両委員会の委員長が毎回交代で座長を務めることとし、今回は森田委員長が座長となり議事を進行された。

1 職域別部会の運営等（説明）

事務局から、資料に基づき本委員会の組織上の位置づけ、委員構成、職域別部会運営規程等の説明が行われた。

2 前期委員会報告の取りまとめと対応の経過等（報告）

- (1) 事務局から、資料に基づき①前期の家畜衛生委員会報告書等を踏まえ、平成 21 年 8 月 31 日付で農林水産省消費・安全局長及び経営局長あて「獣医師及び動物医療に関する施策の整備・充実」について、②前期の公衆衛生委員会報告書を踏まえ、平成 21 年 8 月 18 日付で厚生労働省医薬食品局長及び健康局長あて「公衆衛生公務員獣医師の人材の確保等」について、それぞれ要請活動を実施した旨報告した後、大森専務理事から、①については、今回の要請を踏まえ、山根会長と農林水産省の担当局長との間で会談を予定していること、②については、森田委員長から、今回、大学での教育の必要性から獣医学系大学へも要請を行ったこと、また、厚生労働省では、医師と同等の処遇のあり方等を含め、国、地方自治体及び地方獣医師会で共通認識をもつことが重要であるとされ、今後、公衆衛生分野の課題を広く周知する必要がある旨それぞれ補足説明された。
- (2) 続いて、要請書に「保健医療科学院が実施している各種研修の充実及び積極的な参加」とあるが、来年度から食肉衛生検査研修の参加資格を実務経験 3 年以上から 5 年以上の者とされ、自治体によっては、人員の関係等から参加しにくい状況となった旨の意見が出され、森田委員長から、保健医療科学院では食肉衛生、食品衛生の各委員会で自

治体の意見を踏まえ、研修会を設定されると聞いているが、今後、科学院へその旨要望する必要がある旨説明された。

3 今期委員会の検討内容（協議）

人と動物の共通感染症対策における家畜衛生と獣医公衆衛生分野の連携推進の在り方（公務員獣医師確保対策を含む。）など

- (1) 事務局から、資料に基づき今期委員会の検討内容が示された後、①に関連して、農林水産省消費・安全局畜産安全管理課吉田和弘課長補佐から、獣医療基本計画制定に向けての獣医事審議会計画部会公務員分野ワーキンググループの検討内容について資料に基づいて説明がなされた。なお、獣医療基本計画については、10月9日に開催された計画部会で、各ワーキンググループからの要請事項も踏まえた検討報告について概ね了承を得たので、さらに詳細を詰めて、基本方針の骨子を作成し、来年3月末までに農林水産大臣名で公表する予定であり、自治体にも情報発信して作業を進めていきたい旨説明がなされた。
- (2) 続いて、次のとおり意見交換が行われた。
 - ア 人と動物の感染症における連携等
 - (ア) 人と動物の共通感染症については、厚生労働省健康局結核感染症課を通じて、ペットから人への感染防止等の広報を推進しているが、畜産分野での対応は難しい。BSE、鳥インフルエンザ等の疾病が発生すると、範囲が広く、個体数が多いことから生産現場の獣医師が不足となり、獣医師の確保は重要な課題と考える。
 - (イ) BSE発生時、通常どおり病畜をと畜場へ持ち込むと、と畜場は閉鎖すると拒否された。持ち込んだ牛は農家へ戻すことになり、畜産農家が疲弊した。このようなことから、今後、獣医師会が中心となる等して、日頃から生産段階とと畜段階の獣医師が定期的に意見交換をする機会を持つ必要がある。家畜衛生分野では、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生時や予防接種事業等で、家畜保健衛生所、畜産課、衛生指導協会、農業共済、市町村は、連携して対応するが、公衆衛生分野との接点はない。
 - (ウ) 昨年、福島県でブルセラ病が発生した際、郡山市保健所の指導により生乳取引業者は人体に問題のない乳製品の自主回収をすることになり、大変な打撃を受けた。今後、農林水産サイドと公衆衛生サイドが情報交換をしながら生産業者が不利益を被らぬよう対応すべきである。一方、家畜衛生は都道府県に一本化されているが、都道府県、政令市、中核市等、行政の多様化により相互で意思の疎通がなく、ブルセラ病の事例は中核市で対応し、県は情報を得ていなかった。
 - (エ) 鳥インフルエンザの発生に伴い、政令都市も含んだマニュアルを策定したが実効性に欠ける面もあり、発生時、家畜保健衛生所での野鳥の検査が十分機能しなかったため、食肉衛生検査所及び動物愛護センターでも対応することとした。疾病が多様化する中で、白血病等の発生時、家畜衛生、公衆衛生分野での取り組み体制を構築しておく必要がある。
 - (オ) 愛媛県では、人と動物の共通感染症については、獣医師職員90人全員が家畜防疫員になるようマニュアル化している。実際はベテランの獣医師を中心に対応することと

なるが、今後、若手の育成が必要である。

- (カ) 鶏のカンピロバクター、牛の 0157 は生産性には関係ないが、公衆衛生面では重要であり、共通感染症に対する連携については、十分な検討を要す。

イ 生産現場での疾病発生情報とと畜検査結果の情報提供等

- (ア) 愛媛県では、と畜検査データについては農業共済、開業獣医師を通じて農林部門へフィードバックし、指導を依頼している。生産段階で安全な畜産物が生産できれば消費段階でのと畜検査は必要ないという考え方では困る。畜産部門での衛生指導は獣医師不足で業務が多忙となっているという課題がある。
- (イ) これまで、と畜場に病畜を持ち込む際、と畜検査の獣医師と病理解剖を見ながら意見交換する機会があったが、今は提出した検案書について、少し質問される程度である。
- (ウ) 福岡県には政令市があり、それぞれ食肉衛生検査所を有している。家畜保健衛生所では、データの交換をそれぞれの県、市と行う。家畜保健衛生所と公衆衛生部門では定期的な会議をもっているが、家畜衛生と公衆衛生の職員では、同じ疾病でも重要視する視点が異なり、家畜衛生サイドはと畜検査を通れば良いという考え方である。公衆衛生サイドでは、提供した検査データに基づき指導され、育てられた健康な家畜を搬入してほしいと考える。これは双方で話し合い理解する必要がある。
- (エ) 豚は飼養期間が短期で、体重の増加が主体であり、公衆衛生で重要と思う疾病をフィードバックしても、家畜衛生サイドでは重要でないとして理解する。豚の体重の増加に影響するような疾病は資料を要求するが、その他の疾病については関心がなく、疾病が減らない。
- (オ) 家畜保健衛生所が現場で農家を指導する際は、目に見えて効果が上げる必要がある。農家は増体に影響する疾病には関心があり、指導しやすい。これと合わせて他の疾病も指導している。増体が良くなれば、他の疾病も減るとというのが現場の実態である。
- (カ) 家畜保健衛生所の獣医師が不足していることから、日常の清掃、消毒、飼料管理等であれば、畜産職で良いが、病気の治療も含めての対応となると医薬品が必要となり、畜産職では対応できない。
- (キ) 富山県では、公衆衛生部門とは年に 2 回、打合せを行い、と畜検査データが家畜保健衛生所に提供される。家畜衛生サイドで必要なデータと食肉衛生検査所が示したいデータは異なる。増体に関係する疾病、廃棄になるものが多い疾病のデータを依頼するが、別の疾病の指導を依頼される。現場に食肉衛生検査所の獣医師に来てもらい、農家をまじえて対策を考えることもある。
- (ク) 神奈川県では、廃用牛をと畜場へ持って行った際、部外者はと畜現場に入れず、食肉衛生検査所の獣医師へ必要な病理所見を求めても、ほとんど認められない。年に 1 回食肉衛生検査所の研修会に呼んでもらい、その際の資料で示される程度である。我々の後ろには農家の経営者がおり、鶏、豚は大企業が多いが、酪農は零細、個人経営で、簡単に全部廃棄にされると打撃は大きい。食肉衛生検査所では、汚れていると洗うよう指示され、その水道料金まで請求される。疾病に関する意識にギャップがある。

(ケ) と畜場検査のデータは大変参考になるが、生産現場から食肉検査部門へ提出するデータの取り扱いには気を使う。共通感染症であれば問題となるが、監視伝染病のすべてにリスクがあるか、という観点からのデータの整理の仕方は難しい。

ウ 家畜衛生部門と公衆衛生部門の人事交流等

(ア) 愛媛県では、若手の現場職員は相互に話し合いをもつ機会がないため、3年間限定で人事交流を行うこととした。畜産からきた職員は、と畜検査の実情を理解する一方、公衆衛生から来た職員は、生産段階での臨床的な業務を理解し現場に戻る。彼らが中核的な係長、さらに課長クラスになると交流が活発に行われると思われる。

(イ) 北海道では、家畜衛生部門と公衆衛生部門との交流はない。公衆衛生部門から家畜衛生部門への異動を希望する者はいるが、家畜衛生から公衆衛生へ行くことを希望する者はいない。公衆衛生部門へ移動しても食肉衛生検査所のみでなく、食品管理や公衆衛生関係施設の監視等、獣医学と異なった部署への異動があることが主な理由である。

(ウ) 鳥取県では、BSE 発生の際、食肉衛生検査所で PCR 検査ができる獣医師がおらず、農林部門の獣医師 1 名をと畜検査の職員とした。また、1、2年間であるが、現場の家畜保健衛生所職員とと畜検査職員を人事交流させると、大変参考になったと互いの職場の理解を深めることとなった。

(エ) 大阪府では、3年前から人事交流を行っている。都道府県レベルであれば、畜産部門、衛生部門で可能だが、衛生部門には、政令市、中核市があり、その中でも縦割りの意識がある。4年経過したが、現場サイドの人事交流で終わっており、厚生労働省と農林水産省が担当係長レベルで人事交流を行うように、本庁の企画管理部門の交流を進めていけば、人材のネットワークが広がり、有効となる。

(オ) 石川県では、数年前から人事交流を行っているが、家畜保健衛生所の女性職員が保健所に来た際、多くの職員から公衆衛生業務を続けたいと懇願された。獣医学は、食料増産、畜産の振興が根本であるが、公衆衛生の面白さを知り、より広い視野から公衆衛生に貢献したいと考えるようになったものとする。人事交流は過渡期かもしれないが、食肉衛生検査所のベテランも含めて、2、3度人事交流をしていくと、家畜衛生、公衆衛生の双方が目的を一つに業務に取り組める。食の安全・安心ということで、どこの自治体でも横断的な組織を編成しているが、一部を除き、本県はすべて兼務であり、本当の意味での組織編成が必要である。

(カ) 富山県では、過去に人事交流を行っていた。ポストの関係の交流で、50歳過ぎて食肉衛生検査所の職員が家畜保健衛生所にも業務になじめず、一方、家畜保健衛生所で検査を専門にしていた職員は食肉衛生検査所でも自身のやり方を持ち込み、混乱したという経緯があり、以後、交流はなくなった。その後、若い職員の交流が行われ、公衆衛生部門から3人来たが、1人は家畜保健衛生所に定着した。また家畜保健衛生所から来た獣医師は1年で戻ってきた。年齢構成として、公衆衛生は若い人が多く、家畜衛生分野では40～50歳という年齢であり、バランスが悪いため、公衆衛生部門へポストの関係からも、年齢を考慮すべきと提案したが、職員を貸しても返さない、時

期尚早であるとの回答であった。人事交流は場当たりのものではなく、計画的に行うべきと人事課へ要望したが、本来は主任等、若い30代の職員を2年間くらいで交流するのが良い。なお、家畜保健衛生所では、管理職ポストが3つに増えたが、公衆衛生部門は獣医師自体少なく、保健所の次長の半分は薬剤師で、獣医師は2名といった状況である。また、採用される獣医師のほとんどが公衆衛生を希望しており、家畜保健衛生所では、単純な検査のみで、公衆衛生部門の方が面白いと考えている。獣医師会で食中毒等の研修を開催した際は、非常に好評であったし、人事交流で公衆衛生部門から来た、自分の後継者と考えていた職員も農林部門は飽きたと、公衆衛生部門へ戻ってしまった。

- (キ) 家畜衛生、公衆衛生部門での人事交流は重要であるが、当県では離職するのは公衆衛生分野が多く、特に食肉検査関係に興味をもてない獣医師が多い。公衆衛生分野から家畜衛生分野に来ると、原理原則に忠実で法律を良く読まれる者が多い一方、家畜衛生分野の職員は、法律の「原則として」は特例を認めるような解釈をするといった傾向がある。

エ 学生の誘導等

- (ア) 日本大学では2年前から自治体の説明会を行っている。それぞれ自治体に講演してもらった後、各ブースを設け、個別に説明を行う。1年目は学生の参加は少なかったが、2年目は授業の一環としたところ、ブースでの説明会は大変にぎわい、好評であった。入学する多くの学生は小動物志望であるので、このように早い時期に公務員の仕事の内容について理解させることは、重要と思われる。
- (イ) 私立大学は学費が高く、特に地方からの学生は加えて、生活費を要し、一般のサラリーマンの家庭では入学させるのが難しい状況である。このため公務員に就職した際、その分を取り戻せるか考えており、公務員の生涯収入をシュミレーションして学生に知らせると良い。また、日本大学には開業の後継者推薦枠があるが、公務員も推薦枠も設け、学費は自治体が支給し、卒後、地方公務員になるシステムを作る必要がある。5年生がインターンシップを利用して、自治体へ行った際、職員から公務員にならない方が良いと忠告された事例もあり、自治体ではいかに魅力的な職場か伝えてほしい。自治体の職員が大学で説明する際も、法律等ではなく、公務員の保障、産休、職場復帰等を広報すれば目を向けると思われる。
- (ウ) 公務員の生涯賃金は計算できるが、開業獣医師との比較は難しい。東京都には開業に3年勤め、公務員になる女性がいる。結婚しても仕事を継続できる等、厚生面で恵まれており、公衆衛生分野は受け入れやすく、女性が多い。全国獣医学生交流会へ説明に行った際、公衆衛生の講義は高学年からで、良くわからないということだった。小動物開業も困難となってきたり、公務員を考慮する学生が増えてきた。早い段階で学生に公務員のメリット、待遇面等を広報することで人材を確保できる。
- (エ) 神奈川県では、都市部のためか公務員志望者が多く、インターンシップで入庁を希望しても採用されない状況にある。一方、毎年、自治体の説明を依頼される地方の大学から学生が研修に来るが、一様に心構えができており、大学と自治体の連携が重要

と考える。

- (オ) 学生を診療獣医師に同行させることにより、卒後、大動物診療に就業する例もあるが、首都圏の学生は、同様の研修をしても当初の志望どおり小動物診療に就業する。
- (カ) 5年生で家畜衛生の一環として家畜伝染病、公衆衛生の一環として、食品衛生、と畜検査等を学ぶが、もっと早い段階で学習する必要がある。その際、公衆衛生、家畜衛生でなく、獣医衛生行政という業務分野があるということを学生に知らしめる等、獣医衛生行政としてどちらへでも行けるよう学生を誘導する。ここに合同部会の意義がある。公衆衛生 5,000 人、家畜衛生 4,000 人、その他研究職を含め 1 万人の公務員を確保する必要がある、これが公務員で抱えていくことが偏在是正につながる。

オ その他

- (ア) 家畜衛生、公衆衛生の連携は食の安全を確保するために重要であるが、生産サイドと消費サイドの間には縦割り意識がある。公衆衛生サイドからすると、と畜検査は食の安全の最後の砦という意識がある。獣医師として互いに連絡を取る体制はどこの自治体でもマニュアル化されているが、実効について問題があり、これを解決する必要がある。
- (イ) 北海道では、年 1、2 回、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所及び農業共済団体に打合せを行っているが、安心・安全な食料の供給を目的とする点では一致しているものの、食料を安定的に供給するという立場に立つ家畜衛生部門と、人への危害防止の立場に立つ公衆衛生で、獣医師として家畜の疾病を診るときの判断基準にズレがある。厚生労働省と農林水産省の法的判断で、双方の歩み寄りがなく、現場でのすり合わせができないというジレンマがあり、国の方で手を取り合ってくれれば解決する課題はある。

VI まとめ

森田委員長から、以下のとおり確認された。

- (1) 報告書のとりまとめ担当については、家畜衛生委員会の鈴木委員、公衆衛生委員会の松岡委員とされ、次回以降、委員あて地元大学での自治体の説明会の実施状況調査を依頼するとともに、事務局で自治体での修学資金制度を調査することとされ、さらに検討テーマを議論することとされた。
- (2) 次回委員会は、2月23日に開催する。